

尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運営業務委託事業者募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運営業務

(2) 趣旨・目的

民間事業者との連携により、利用者が尾瀬の施設の整備や環境保全対策に参加し、保全と利用が持続的に循環していく新たな仕組みを構築することを目指して、一般利用者参加型の登山道整備ツアーを造成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運営業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

(5) 委託先選定数

1者

※ただし、業務を効果的に推進するために、県の了解の下、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

2 見積限度額

本事業費は、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。また、参加者から徴収する参加費は除く。）を上限とする。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼する。

3 応募資格

次の条件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行者であること。

※提案事業者が登録されている旅行者でない場合、業務の一部の再委託等で連携した事業者等が登録されている旅行者であれば、条件を満たしたこととする。

(3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。

(4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。

(6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

(7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

4 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年4月 5日 (金) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和6年4月12日 (金) 正午【必着】 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年4月16日 (火) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年4月19日 (金) 正午 |
| (5) 書面による審査 | 令和6年4月23日 (火)～4月26日 (金) (予定) |
| (6) 委託予定者の決定及び通知 | 令和6年4月30日 (火) (予定) |
| (7) 契約締結 | 令和6年5月上旬 (予定) |

5 企画提案書の提出

次のとおり以下の書類を提出すること。

(1) 提出資料

ア 企画提案書表紙 (様式1)

イ 企画提案書本体 (任意様式)

ウ 費用見積書 (任意様式、税込)

…宛名は、「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、数量、費用全体に掛かる消費税及び地方消費税を明記すること。

参加者から徴収する参加費を除いた額が見積限度額内となるようにすること。

なお、徴収する参加費の合計額 (参加費×参加予定人数) も明記すること。

エ 業務実施体制表 (様式2)

オ 添付資料

(ア) 法人登記簿謄本 (3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。)(*)

(イ) 決算書の写し (直近のもの1期分 (半期決算の場合は2期分)) (*)

(ウ) 都道府県税完納証明書の写し (3ヶ月以内に発行されたもの。)(*)

(エ) 誓約書 (群馬県暴力団排除条例第7条関係) (様式3) (*)

(オ) 課税 (免税) 事業者届出書 (様式4)

(カ) その他資料 (会社概要パンフレット等)

(「*」のついた資料は群馬県の「物件等購入資格者名簿」掲載者は提出不要)

(2) 提出方法

電子メールとする。添付ファイルを含めて7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「尾瀬登山道整備ツアー2024 企画提案書」とすること。

(3) 提出期限

令和6年4月19日 (金) 正午【必着】

(4) 提出先

14 問い合わせ先に同じ。

(5) 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ・提出書類は、審査の都合上、複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

- ・書類の作成・提出にかかる費用は、提案事業者の負担とする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。

6 審査

(1) 審査方法

提出された書類を、下記審査項目に基づき審査をし、委託の優先交渉者を決定する。審査は書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合に提案内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。審査は、「尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運營業務委託事業者選考審査会」が行う。

(2) 審査日（予定）

令和6年4月23日（火）～4月26日（金）（予定）

(3) 審査の結果、打合せに関する詳細事項

令和6年4月30日（火）（予定）以降に個別に連絡する。

7 審査項目

以下の5項目について、審査を実施する。（合計50点）

(1) 事業者の信頼度（10点）

- ・委託先として、実績が十分であり、業務遂行にあたって信頼できるか（5点）。
- ・本業務に対しての、熱意・意欲はあるか（5点）。

(2) 業務への理解（5点）

- ・本業務の内容について、十分に理解し、仕様書に沿った提案がされているか。

(3) 参加者確保（5点）

- ・事業の周知・募集方法は、参加者確保が期待でき、提案を実現できる効果的なものであるか。

(4) 企画提案内容（20点）

- ・提案内容は具体的であり、事業者独自の効果的な提案となっているか（5点）。
- ・プログラム内容は実現可能であるか（実施困難な計画となっていないか）（5点）。
- ・オンライン講習や登山道整備での予定講師は、必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか（5点）。
- ・参加者が楽しみながら登山道整備や尾瀬の自然について学ぶことができるか（5点）。

(5) 積算（10点）

- ・事業経費の積算は、企画内容に対して妥当か（5点）。
- ・積算漏れや過大な積算がなされていないか（5点）。

8 実施に関する質疑

(1) 提出様式

様式5「質問票」による。

(2) 受付期限

令和6年4月12日(金) 正午【必着】

(3) 提出方法

電子メールによる。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※件名を「尾瀬登山道整備ツアー2024 質問」とすること。

(4) 提出先

14 問い合わせ先に同じ。

(5) 回答

回答は、令和6年4月16日(火)までに個別に電子メールにより行う。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

9 失 格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

(1) 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した場合

(2) 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合

(3) その他、この要領に違反した場合

10 委託予定者の選定及び契約について

(1) 7の審査項目に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の契約相手の候補者とする。

(2) 「尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運營業務仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、委託予定者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の候補者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(4) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

11 選定結果の通知

企画提案書提出を行った全者に対し、文書により通知する。

12 企画提案書作成にあたって配布する資料

- (1) 尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運營業務委託事業者募集要領 (※本資料)
- (2) 尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運營業務仕様書
- (3) 企画提案書表紙 (様式1)
- (4) 業務実施体制表 (様式2)
- (5) 誓約書 (群馬県暴力団排除条例第7条関係) (様式3)
- (6) 課税 (免税) 事業者届出書 (様式4)
- (7) 質問票 (様式5)

13 その他留意事項

- ・尾瀬登山道整備ツアー2024 企画運營業務委託事業者選考審査会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- ・審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14 問い合わせ先

群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室企画推進係

電話：027-226-2881

メール：kanshizen@pref.gunma.lg.jp